

1 著作権隣接権使用料を分配しています。

3 プロダクションのビジネス支援をします。

2 アーティストや音楽制作者の権利を守ります。

4 会員サービスと情報発信に努めます。

## 音制連とは?

一般社団法人日本音楽制作者連盟(the Federation of Music Producers Japan、以下音制連)は、常に実演家とプロダクションのための「権利の擁護と拡大」に努めてきました。2011年11月1日現在で、正会員231社、権利委任者693社(個人委任含む)、賛助会員71社から構成され、権利者から委任を受けた著作権隣接権に係る権利行使や使用料、報酬等の徴収・分配業務、そして会員サポートを通じて音楽を取り巻く環境の発展に取り組んでいます。

- 詞や曲を創作した作詞・作曲家が「著作権」を持つと同じように、それを歌い演奏する実演家(アーティスト)には「著作権隣接権」という権利があります。商業用レコード二次使用料、貸レコード使用料、私的録音録画補償金などの著作権隣接権使用料を権利者に正確かつ迅速に分配しています。また、ネット上での音楽・映像コンテンツ利用に関しても正当な報酬の獲得を目指しています。

- 実演家やプロダクションの新しい権利形態やビジネスモデルを研究・開発し、音楽制作者の意見を内外に発信します。そして、有益で利用しやすいインフラを提供しながら、会員各社が音楽制作／プロデュースに集中できる環境をつくれます。

音制連は、権利者団体として、強力な事業体として、幅広く、積極的に活動しています。

## 音制連の「これまで」と「これから」

音制連は、1986年に任意団体として設立され、1989年9月に文化庁長官から社団法人の認可を得ました。また、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成20年12月施行)」に伴い、2010年12月1日に法人名を音楽制作者連盟から日本音楽制作者連盟に変更をし、内閣総理大臣の認可を受けて、一般社団法人へ移行いたしました。

設立の契機となったのが1980年に始まったCDレンタル(当時はアナログのレコード)でした。プロダクション(アーティスト)をはじめ、レコードビジネスに関わるすべての権利者(レコード会社、作詞家、作曲家)がレンタルビジネスに対して大反対をしましたが、著作権法が改正されレンタル店が権利者に使用料を支払うことで決着しました。そして、文化庁長官がすべての実演家の権利を代表する団体として社団法人日本芸能実演家団体協議会(芸団協)を指定、芸団協がレンタル店からの使用料を徴収するという仕組みになりました。放送局がレコードを放送する時の使用料(商業用レコード二次使用料)も同じ仕組みで徴収されています。1992年の法律改正により導入された私的録音録画補償金制度(音質、画質が劣化しないデジタル機器を使用して行なう家庭内での録音録画の補償金)も同様になっています。

1993年10月には、著作権隣接権に基づく使用料、報酬、補償金等を広く徴収し、個々の実演家(権利者)に確実に分配するために、芸団協、社団法人日本音楽事業者協会(音事協)とともに芸団協・実演家著作権隣接権センター(CPRA=Center for Performers' Rights Administration)を発足しました。ここに誰の実演が利用されたかを特定し、利用の多少に応じて個々の実演家(権利者)に、二次使用料等が適正に分配される体制が確立しました。

その後インターネットの発展とともに映像コンテンツに関しても、様々な利用形態が生まれ、実演家の権利を権利者自らが対応し守ることが急務となりました。2010年4月には音事協、芸団協とともに一般社団法人映像コンテンツ権利処理機構(aRma=audiovisual Rights management association)を発足しました。放送番組のネット上での映像二次使用についても、利用者(NHK、民放各局)からの許諾窓口を開始すると共に、2011年4月からはビデオグラム化と番組販売の二次利用申請の受付を開始しました。権利者が大同団結して権利の集中管理を行なうことによって権利の確保と円滑な利用の促進を図ることを目指しています。

これからも音制連は権利の擁護と拡大に引き続き取り組んでまいります。

## 音制連の活動

### ■ Administration

#### 実演家、音楽制作者の権利に関する業務

- 商業用レコードの二次使用料および録音権使用料の分配
- 商業用レコードの貸与に係る使用料および報酬の分配
- 私的録音録画補償金の分配
- 放送番組のビデオ化、ネット利用等に関する報酬の分配
- (社)日本芸能実演家団体協議会・実演家著作権隣接権センター(CPRA)の運営
- 一般社団法人映像コンテンツ権利処理機構(aRma)の運営
- 関係団体との協力、協議会等への参加
- 著作権隣接権の啓発および委任登録の拡充
- 会員アーティスト情報・作品のデータベース構築
- AMO隣接権データベースの運営



ライブ「NEXUS」

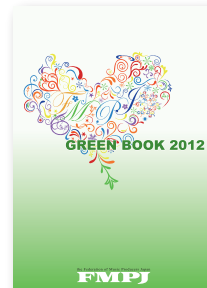


NEW YEAR PARTY

### ■ Support

#### プロダクションのビジネスモデル研究&支援

- 新しいビジネスモデルの研究・発信
- 音楽コンテンツマルチユースに関する調査・研究
- 放送番組の制作環境および権利処理の研究
- ライブ「NEXUS」、ウェブ「NEXUS」(<http://www.nexus-web.net>)の発信・運営
- コンサートチケット・アーティストグッズの流通研究
- SYNC MUSIC JAPAN(<http://www.syncmusic.jp>)の運営
- 違法配信対策
- FMPJ総合研究所運営



会員年鑑「GREEN BOOK」

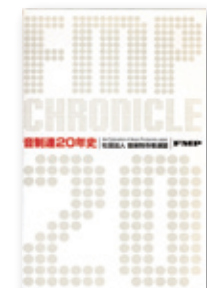


フリーペーパー「音楽主義」

### ■ Information&Communication

#### 会員サービスと情報発信

- フリーペーパー「音楽主義」の編集・発行
- 会員年鑑「GREEN BOOK」の編集・発行
- 各種マニュアル・ガイドライン作成
- セミナー、研修会の開催
- ビジネス相談窓口の開設
- NEW YEAR PARTY、ゴルフコンペ、映画試写会等の開催
- コンサート中止保険
- 災害時の支援活動、違法薬物撲滅運動等の社会貢献活動



設立20周年出版「音制連20年史」

アーティストを取り巻くすべての権利、ビジネスを一括事業として行なう

## 日本式アーティストマネージメント「プロダクション」

### ●人材とその環境が宝

レーベル事業にもライブ展開にも大小があると思います。新人を一から見守り、ある種教育まで含めた育成期間を経て世に出す。こういった初期衝動に則った実活動、コンテンツをユーザーの手元に届けるという補助作業、これもプロダクションの使命でしょうし、アーティストをサポートすると第一歩は必ず小規模チームでの取り組みであるはず。マネージャーがストレスなくその業務を推進できる環境を整えることが、今のプロダクションの使命です。

レコードビジネス中心型のビジネスモデルに翳りが見え、マーケットが大きく変化する中で、日本式プロダクションの立ち位置は重要なポジションを担いつつあります。エージェント型、請負型など一部の権利、または事業を担当する場合、その要素である人員のコストに係る売り上げ、スキルなどの分散は、この売り上げ低下の環境下では実に非効率であり、アーティストの要望、環境の変化に決して追従できるものではないと思います。音制連はその時代のニーズに各プロダクションが応えられるだけの環境づくり、支援を視野に入れ、2010年代を躍進します。著作隣接権やコンサート、マーチャンダイジングなど、プロダクションが持つ権利を十分に活かしきり、会員社が音楽制作／プロデュースに集中できる環境を創るために、音制連は以下のような具体的な施策に取り組んでいます。

### ●権利の擁護と拡大、分配の効率化

音制連は、常に実演家とプロダクションのための「権利の擁護と拡大」に務めてきました。会員の皆様から委任していただいている著作隣接権の権利行使、報酬などの徴収・分配業務は、私達にとって最も重要な仕事です。これまでと同様に、CPRAの各委員会を通じて権利主張や分配ルール整備を推進していき、より正確かつ迅速な権利者分配を実施するため効率化に努めます。さらに、一般社団法人映像コンテンツ権利処理機構(aRma)へ積極的に参画し、ネット上の映像二次利用、ケーブルテレビにおける地上波放送の同時再送信サービスについても、正当な報酬の獲得を目指します。また、権利委任の拡大に伴う会員社からの問合せに対応するため、法務処理や問題解決の相談窓口設置も行ないます。さらに、オークションサイトでのチケットの売買、違法配信、海賊商品など、権利外の環境での売り上げが増加していることも、大きな問題だと思っています。音制連はそういった違法行為撲滅のための啓蒙活動も積極的に展開します。

### ●プロダクション運営におけるインフラ構築

音制連は、プロダクション運営におけるインフラ、プラットフォームの構築を目指しています。「NEXUS」の名のもとにWEB展開やショーケースライブの実施、アーティスト・アプリの開発を行ない、「MUSEUM of Modern Music」では国内アーティストの情報アーカイブの蓄積を試みています。また、テレビ番組の制作環境及び権利処理の研究にも着手しています。以上の試みは、コンサートビジネス&チケット販売、アーティスト情報発信、権利関係・計算業務などについて、会員社がインフラを利用することで本来の制作・宣伝・販売作業に専念できるようになり、若い世代の才能も参入しやすくなることを目指しています。今後も加速していくであろうこれらの動きに音制連内部の組織もより柔軟に対応するために、エンタープライズ事業部を設置し、フレキシブルな体制と考え方でインフラ事業の研究を推進していきます。

### ●会員サポート施策と情報発信

日本音楽事業者協会(音事協)、日本音楽出版社協会(MPA)、音制連が運営する日本音楽団体協議会(音団協)を起点に、関係省庁の協力の下、国内アーティストのオフィシャル情報を英訳し、海外に向けて発信するSYNC MUSIC JAPANを展開しています。また、その他会員業務に関し、契約における事例の情報や新しい音楽ビジネススキームを調査研究し、セミナーやガイドライン作成を通じて会員サポートに努めます。

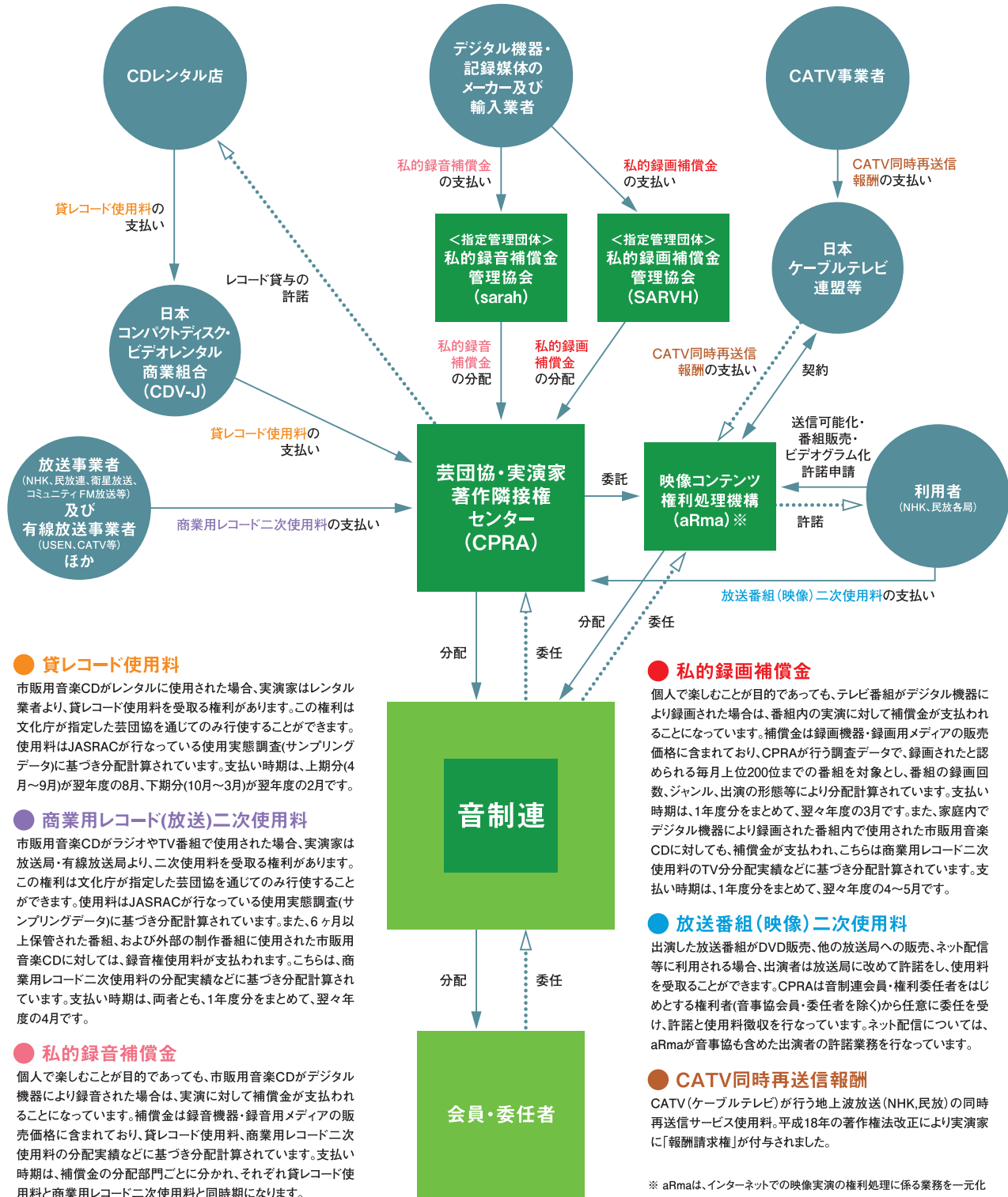
以上の施策に取り組むために、音制連は今後も会員の皆様とのコミュニケーションをさらに深め、積極的に会話し、段階を踏んで攻めの姿勢で取り組みます。権利者団体としての役割を全うすることはもちろん、音制連を強力な事業体としても影響力のある大きな存在にしていきたいと思っています。



一般社団法人 日本音楽制作者連盟 理事長

大石 征裕

## 音制連が取り扱う使用料、報酬等の徴収・分配の流れ



### ● 貸レコード使用料

市販音楽CDがレンタルに使用された場合、実演家はレンタル業者より、貸レコード使用料を受取る権利があります。この権利は文化庁が指定した芸団協を通じてのみ行使することができます。使用料はJASRACが行なっている使用実態調査(サンプリングデータ)に基づき分配計算されています。支払い時期は、上期分(4月～9月)が翌年度の8月、下期分(10月～3月)が翌年度の2月です。

### ● 商業用レコード(放送)二次使用料

市販音楽CDがラジオやTV番組で使用された場合、実演家は放送局・有線放送局より、二次使用料を受取る権利があります。この権利は文化庁が指定した芸団協を通じてのみ行使することができます。使用料はJASRACが行なっている使用実態調査(サンプリングデータ)に基づき分配計算されています。また、6ヶ月以上保管された番組、および外部の制作番組に使用された市販音楽CDに対しては、録音権使用料が支払われます。こちらは、商業用レコード二次使用料の分配実績などに基づき分配計算されています。支払い時期は、両者とも、1年度分をまとめて、翌々年度の4月です。

### ● 私的録音補償金

個人で楽しむことが目的であっても、市販音楽CDがデジタル機器により録音された場合は、実演に対して補償金が支払われることになっています。補償金は録音機器・録音用メディアの販売価格に含まれており、貸レコード使用料、商業用レコード二次使用料の分配実績などに基づき分配計算されています。支払い時期は、補償金の分配部門ごとに分かれ、それぞれ貸レコード使用料と商業用レコード二次使用料と同時期になります。

### ● 私的録画補償金

個人で楽しむことが目的であっても、テレビ番組がデジタル機器により録画された場合は、番組内の実演に対して補償金が支払われることになっています。補償金は録画機器・録画用メディアの販売価格に含まれており、CPRAが行う調査データで、録画された認められる毎月上位200位までの番組を対象とし、番組の録画回数、ジャンル、出演の形態等により分配計算されています。支払い時期は、1年度分をまとめて、翌々年度の3月です。また、家庭内でデジタル機器により録画された番組内で使用された市販音楽CDに対しても、補償金が支払われ、こちらは商業用レコード二次使用料のTV分配実績などに基づき分配計算されています。支払い時期は、1年度分をまとめて、翌々年度の4～5月です。

### ● 放送番組(映像)二次使用料

出演した放送番組がDVD販売、他の放送局への販売、ネット配信等に利用される場合、出演者は放送局に改めて許諾をし、使用料を受取るすることができます。CPRAは音制連会員・権利委任者をはじめとする権利者(音事協会員・委任者を除く)から任意に委任を受け、許諾と使用料徴収を行なっています。ネット配信については、aRmaが音事協も含めた出演者の許諾業務を行なっています。

### ● CATV同時再送信報酬

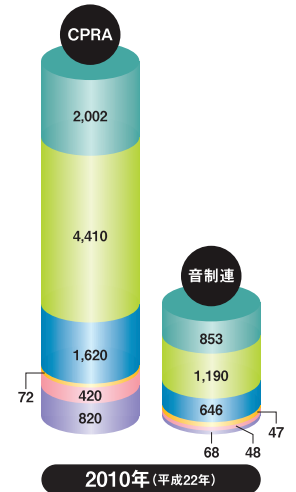
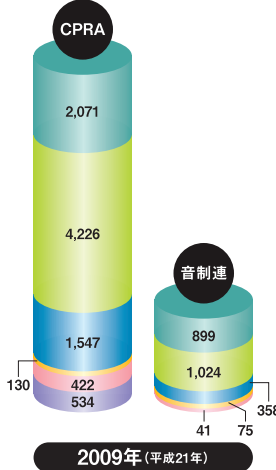
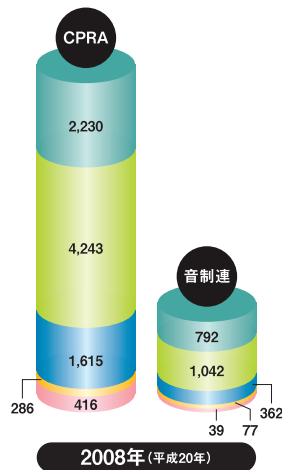
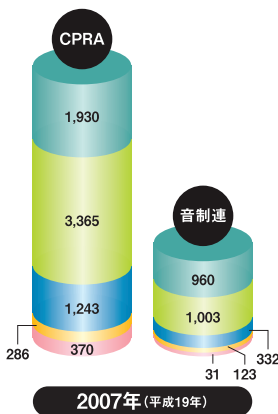
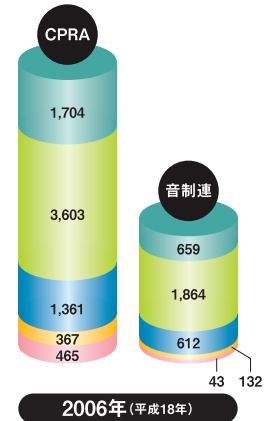
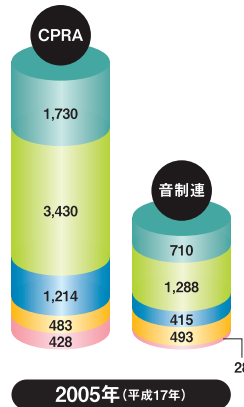
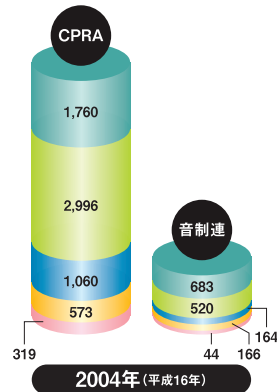
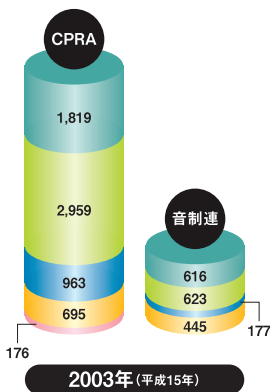
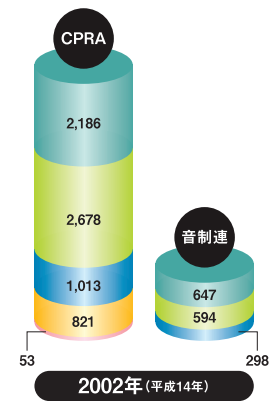
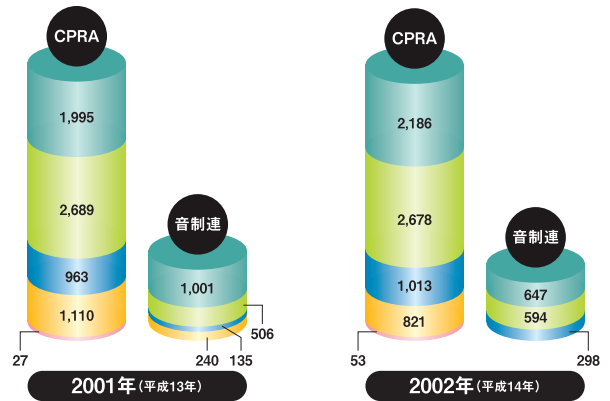
CATV(ケーブルテレビ)が行う地上波放送(NHK,民放)の同時再送信サービス使用料。平成18年の著作権法改正により実演家に「報酬請求権」が付与されました。

※ aRmaは、インターネットでの映像実演の権利処理に係る業務を一元化するために音事協、芸団協、音制連によって2010年4月に設立。



## 著作隣接権使用料、報酬等の CPRA徴収額と音制連会員への分配額の推移

以下のグラフは著作隣接権使用料、報酬等のCPRA徴収額と音制連会員への分配額のうち、2001年(平成13年度)から2010年(平成22年度)までの10年間の推移を示しています。  
音制連では1988年から貸レコード使用料、1998年から商業用レコード放送二次使用料、私的録音補償金、1999年から商業用レコード録音権使用料、2004年から私的録画補償金、2010年から番組二次使用料の権利者分配を開始しています。



## 役員一覧

### ■ 理事長

大石 征裕 マーヴェリック・ディー・シー(株)

### ■ 副理事長

松野 玲 (株)アミューズ

浅川 真次 (株)アーティマージュ

### ■ 常務理事

上野 博 (常勤)

緒方 庶史 (常勤・事務局長)

菊地 哲栄 (株)ハンズオン・エンタテインメント

### ■ 理事

門池 三則 (株)バッド・ミュージック

熊部 太郎 (株)ユーズミュージック

栗田 秀一 (株)レインボーエンタテインメント

小林 武史 OORONG-SHA

千村 良二 (株)オフィスオーガスタ

坪野 隆 (株)キューブ

鶴田 武志 (株)パワープレイミュージック

野村 達矢 (株)ヒップランドミュージックコーポレーション

比嘉 瑩 (株)ハイウェーブ

東村 昌紀 (株)ランデブー

水野 裕美 (株)スターダスト音楽出版

山口 哲一 (株)バグ・コーポレーション

### ■ 監事／顧問弁護士

龍村 全 龍村法律事務所

### ■ 顧問弁護士

山崎 卓也 Field-R法律事務所

### ■ 顧問

安部 次郎

竹田 秀一

## 委員会担当者一覧

### 〈総務委員会〉

緒方 庶史、栗田 秀一、安部 次郎

### 〈著作権接権委員会〉

山口 哲一、上野 博、緒方 庶史、栗田 秀一、千村 良二、坪野 隆、  
龍村 全、山崎 卓也、竹田 秀一

### 〈放送・通信委員会〉

松野 玲、坪野 隆、千村 良二、水野 裕美、山口 哲一、竹田 秀一、  
佐藤 和秀、山崎 卓也

### 〈事業委員会〉

浅川 真次、野村 達矢、熊部 太郎、鶴田 武志、比嘉 瑩、竹田 秀一

#### ● NEXUS WEB プロジェクト

浅川 真次、野村 達矢、熊部 太郎、竹田 秀一、鹿野 淳、外山 真弓、  
加藤 龍一、森 文孝

#### ● NEXUS LIVE プロジェクト

野村 達矢、浅川 真次、熊部 太郎、鶴田 武志、比嘉 瑩、竹田 秀一、  
石坂 賢二、小田 次朗、加藤 龍一、鹿野 淳、高橋 あけみ、  
外山 真弓、伏見 典子、森 文孝

### 〈会員サポート委員会〉

菊地 哲栄、門池 三則、東村 昌紀、水野 裕美、白石 卓

#### ● 音楽主義プロジェクト

門池 三則、安藤 広一、加藤 啓史郎、加藤 龍一、山崎 学、吉田 幸司

#### ● 映画試写会・選考部会

小川 陽子、小泉 康子、東 千恵美、大和 由紀子

### 〈SYNC MUSIC JAPAN プロジェクト〉

松野 玲、大石 征裕、栗田 秀一、熊部 太郎、山口 哲一、竹田 秀一

### 〈ミュージアム研究プロジェクト〉

門池 三則、菊地 哲栄、東村 昌紀、竹田 秀一、寺本 幸司、山中 聡

### 〈経営企画室〉

大石 征裕、緒方 庶史、竹田 秀一

#### ● 分配システム研究

山口 哲一、安部 次郎

### 〈監事会〉

龍村 全

#### ● プロジェクト監査

龍村 全、高橋 信彦、田島 敏

(2011年10月31日現在)